

安倍政権の「教育改革」に反対する決議

- 1 現在、第2次安倍政権は、「教育再生」の名の下に、様々な「教育改革」をもくろんでいる。その狙いは、第1次安倍内閣の際に愛国心教育を盛り込むなどして改悪した教育基本法の趣旨をさらに徹底するとともに、教育内容及び教職員らに対する統制を強化し、教育現場に今以上に露骨な競争主義を持ち込むことにある。

これは、自民党改憲草案が教育を「国を成長させる」ための手段と位置づけるとともに（前文）、26条3項に「国は、教育が国の未来を切り拓ひらく上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない。」と規定して、子どもの成長発達のための教育というより、国の経済発展のための教育を目指していることから明らかなおとおり、憲法改悪と軌を一にするものに外ならない。
- 2 安倍政権のいう「教育再生」の方向性を大別すると、以下の4点となる。

第1は、教職員に対する管理・統制の強化である。具体的には、新教育公務員特別法を制定し、教員に職務上の命令に従う義務等を規定し、政治的行為の制限に違反した教員に対して罰則を課すことなどである。

第2は、教育行政・学校組織を中央集権的に再編成することである。具体的には、後述する教育委員会制度の見直しのほか、学校内での教員の序列化の強化等である。

第3は、教育内容の国家統制である。具体的には、悉皆(しっかい)方式(全員参加方式)での全国一斉学力調査の復活、教科書検定基準における「近隣諸国条項」の見直し等である。

第4は、学校体系の複線化である。具体的には、6・3・3・4制の見直し等である。

安倍政権は、教育再生実行会議を設置し、いじめ防止対策基本法、道徳の教科化、教育委員会改革など、次々に教育改革に着手している。
- 3 これらの中で、もっとも具体的な姿を見せているのが、いじめ防止対策基本法案であるが、同法案には見過ごすことのできない重大な問題がある。

この法案は、処罰と懲戒、あるいは規範意識と道徳の徹底をもって、いじめをなくすという視点でつくられているが、子どもの権利、特に教育を受ける権利の視点が全く欠落している。

そもそも、いじめを解決するために一番大切なことは、1人1人の子どもたちが、学校や学級、更に家庭において自分が尊重されているという自己肯定感を持つことであり、そのことが他者の人権の尊重を子どもに自覚させることになる。子どもたちが自己肯定感を持つためには、1人1人の子どもの願いや要求が十分に汲み取られるような環境が必要となる。たとえば、少人数学級の実施や現場の教員が時間的及び精神的なゆとりを持つこと、現場の教員の自主性が尊重されることなどである。しかし、この法案はこのように全く触れていない。

また、同法案では、いじめ問題の解決のためと称して道徳教育の尊重が繰り返し盛り込まれているが、これは、道徳教育の強化のためにいじめ問題を利用しようとするものに他ならない。
- 4 次に具体的な姿を見せているのが、教育委員会制度の見直しである。

この見直しの主たる内容は、教育行政の責任者を、合議制の教育委員会から、首長が任免する教育長に変える、というものである。

たしかに、現行の教育委員会制度には教育の現場の意見が反映されないなどの問題がある。この安倍「教育改革」による見直しが実現された場合には、首長や教育長の暴走を止められず、首長が変わるたびに政治的な影響のもとで教育方針が大きく変わる等、教育の中立性が損なわれる事態が生じることは明らかである。

現在でも、東京都や大阪府、広島県等での日の丸・君が代の強制、大阪市長の積極的な指示による市立桜宮高校の体育科の入試の中止など、首長が教育内容に干渉するケースが後をたたないが、この見直しがなされたら、このような干渉がますますエスカレートしてしまう。

また、各地の教科書採択においても、首長や教育長の考えが色濃く反映され、現場の教員や市民の意見がますます軽んじられてしまう危険性が高い。
- 5 自由法曹団は、日本国憲法を守り、かつ、子どもの権利を守るという視点から、いじめ防止対策基本法案や教育委員会制度の見直しをはじめとした第2次安倍政権がもくろむ「教育改革」に反対するものである。